



第 4 次丹波市男女共同参画計画

丹（まごころ）の里 ハーモニープラン

令和 5 年度 年次報告書



一人ひとりが個性と持てる力を発揮できる

ジェンダー平等のまち

～大好きな丹波で暮らし続けられるために～

丹 波 市

目 次

第4次丹波市男女共同参画計画 令和5年度年次報告書について	・ ・ ・	1
第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況	・ ・ ・	3
Ⅰ 施策の体系	・ ・ ・	3
Ⅱ 基本目標ごとの評価まとめ	・ ・ ・	4
基本目標1		
男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消	・ ・ ・	4
基本目標2		
あらゆる分野における参画と多様な働き方や暮らし方の推進	・ ・ ・	6
基本目標3		
誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	・ ・ ・	9
Ⅲ 第4次計画 事業の実施状況評価	・ ・ ・	12
Ⅳ 数値目標の実績値一覧	・ ・ ・	14
第2部 施策の実施状況	・ ・ ・	16
基本目標1		
男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消	・ ・ ・	17
基本目標2		
あらゆる分野における参画と多様な働き方や暮らし方の推進	・ ・ ・	20
基本目標3		
誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	・ ・ ・	27
第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況	・ ・ ・	33
第4部 審議会からの意見	・ ・ ・	34

第4次丹波市男女共同参画計画 令和5年度年次報告書について

1 作成の趣旨

丹波市男女共同参画推進条例第24条に基づき、第4次丹波市男女共同参画計画（以下「第4次計画」という。）に基づく施策の実施状況を把握し、その進捗状況を年次ごとに評価し、その内容を公表するものである。あわせて、丹波市男女共同参画審議会に報告し、その意見を踏まえながら、取組を進める。

2 本報告書の構成

第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況

第4次計画においては、丹波市男女共同参画推進条例の7つの基本理念のもと、3つの基本目標を掲げ、それぞれの基本目標に沿った基本方針、推進項目ごとに様々な施策に取り組んでいる。本報告書では、令和5年度の主な推進状況を、3つの基本目標に沿って次のとおりまとめた。

1. 数値目標

本計画の着実な推進を図り、成果を評価することを目的として、それぞれの基本目標に即した数値目標の実績をまとめた。

2. 主な取組状況：数値目標に関する事業のうち、主なものを記載している。

3. 課題と今後の方向性：令和5年度の推進状況を踏まえ、課題と考えている点、今後の方針や取組方法を記載している。

4. 事業の実施状況評価

基本方針ごとにA～Dで評価した施策数を記載している。また、各事業実施にともなう男女共同参画の視点についての評価を配慮度評価として記載した。

【自己評価の基準】

- A：事業を実施し、大きな成果が得られた
- B：事業を実施し、一定の成果が得られた
- C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
- D：事業を実施しなかった

【配慮度評価の基準】

- 1：固定的な性別役割分担にとらわれない事業内容になっているか
- 2：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
- 3：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
- 4：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか
- 5：計画に掲げる基本目標の実施に貢献したか

第2部 施策の実施状況

個別施策の詳細について、令和5年度実績と成果、評価、今後の方向性を明らかにした。なお、評価については、各担当課の自己評価によるものである。

第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況

丹波市男女共同参画推進条例第21条第1項に基づく市が実施する男女共同参画推進施策等に関する申出について、令和5年度の対応状況について報告するものである。

第4部 審議会からの意見

丹波市男女共同参画審議会にその内容を報告し、述べられた意見について、取りまとめたものである。

丹波市男女共同参画を推進するための基本理念

〈丹波市男女共同参画推進条例第3条〉

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会を確保していきましょう。

② 社会制度・慣行が及ぼす影響への配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

③ 方針の立案及び決定への共同参画

男女が社会のあらゆる分野において、方針の立案、決定に共同して参画できるようにしましょう。

④ 家庭生活における活動と他の活動との両立

家族を構成する男女が互いに協力し、社会の支援を受けながら、家庭生活での活動と地域や職場などでの活動とを両立できるようにしていきましょう。

⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの性に対する理解を深め、妊娠、出産等について個人の意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活ができるように配慮していきましょう。

⑥ 市民等の協働

市民等が男女共同参画を推進するための活動に自発的・自主的に参画するとともに、協働して取り組みましょう。

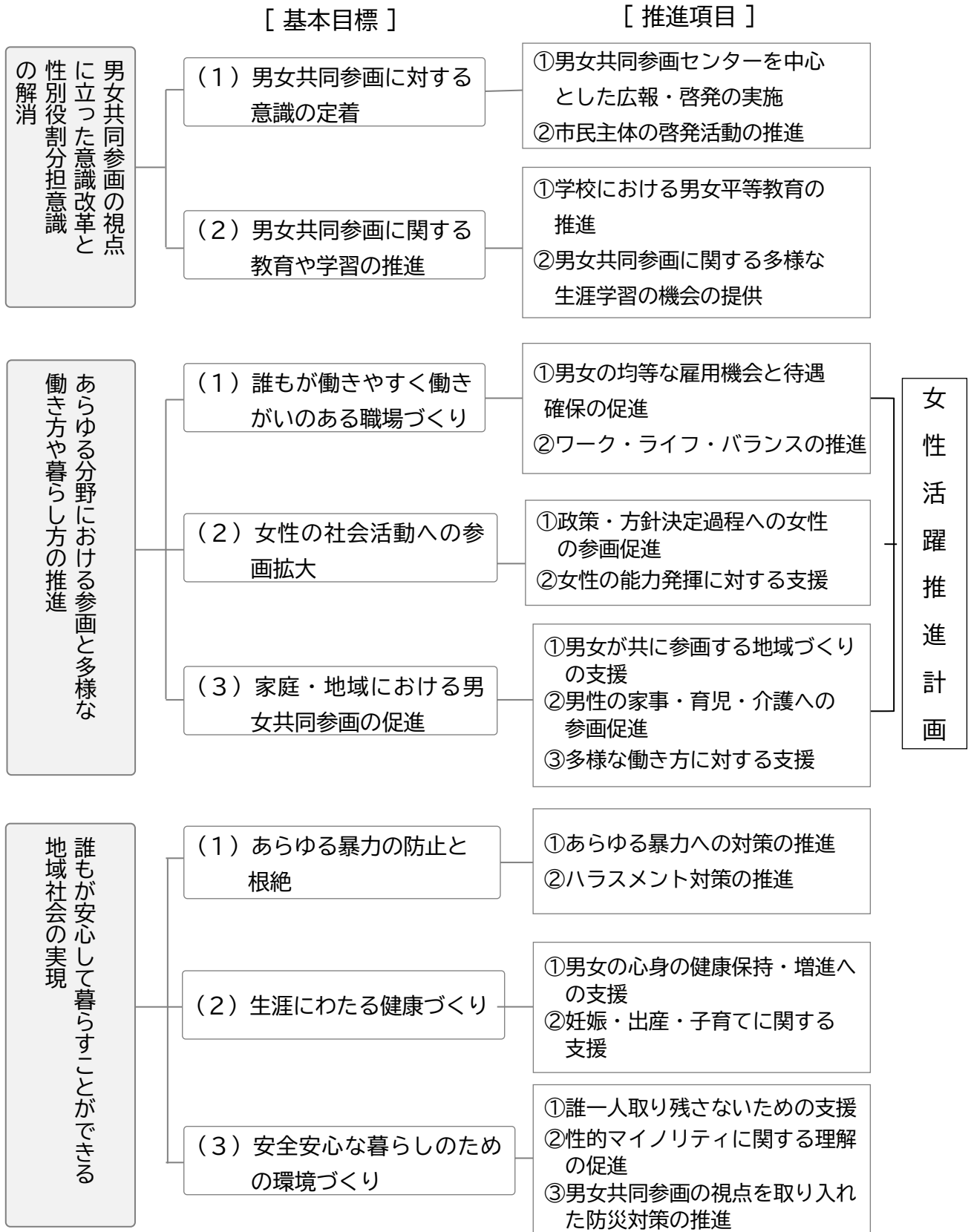
⑦ 国際的協調

男女共同参画は、国際的な取組と連携・協力して推進しましょう。



第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況

I 施策の体系



Ⅱ 基本目標ごとの評価まとめ

基本目標1 男女共同参画社会の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消

固定的な性別役割分担意識を解消し、誰もが性別にかかわらず多様な生き方を選択し、お互いを尊重し認め合う意識の醸成をめざします。

また、男女共同参画の価値観や意識の形成は、幼少期からの生育環境などからも影響を受けるため、子どもだけでなく、子どもに関わるすべての大人に対し、家庭・学校・地域・職場などのあらゆる場における学習機会の充実を図ります。

1. 数値目標

設定する数値目標	R 3 計画策定時	実績値	R 9 目標値
		R 5	
社会全体において男女が平等になっていると考える市民の割合	10.0%	7.4%	30.0%
男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合	13.0%	23.4%	30.0%
中学校で行われるデートDV防止授業を受けた生徒の数(授業を受けた生徒数/中学3年生の生徒数)	85.0%	80.9%	100%
男女共同参画センターが開催する講座等において理解が深まったと答えた市民の割合	78.0%	67.8%	90.0%

2. 主な取組

(1) 男女共同参画に対する意識の定着

- ① 男女共同参画センターだよりを年3回(5月・9月・1月)、各2,500部発行し、各自治会推進員、自治協議会、各学校、市内事業所、関係機関等に配布するとともに、回覧や各窓口への配架を依頼した。
- ② 男女共同参画に関わる図書や資料を収集し、貸出等を行った。また、市民プラザや図書館で、関連図書を集めた企画展示を行った。
- ③ 市のホームページ、市民プラザwebサイト内男女共同参画センターサイトによる情報発信を行った。
- ④ 市内282自治会384人の男女共同参画推進員に対し、推進員研修会を開催した。(参加者数180人)
- ⑤ 男女共同参画推進事業補助金を活用して、講演会や学習会が開催された。(自治会4、自治協議会2、市民団体2)

(2) 男女共同参画に関する教育や学習の推進

- ① 「“知る”からはじまる ♪男女共同参画 ♪ ♪」というテーマで、各自治会や団体の希望に応じた内容の出前講座を実施した。(自治協議会 3、自治会 5、小学校 1、民生委員児童委員協議会 1) また、推進員の要望に応じて学習会用の資料を提供した。(2 自治会)
- ② 学校におけるデートDV防止授業を市内 7 校すべての中学校で実施した。
- ③ 男女共同参画に関する理解と知識を深めるための講演会や研修会を 4 回開催した。(延べ参加者数：288 人)

3. 課題と今後の方向性

- ① 固定的な性別役割分担意識を解消するためには、無意識の思い込みをなくす必要があることから、あらゆる機会や手法により継続した啓発を行う。
- ② 男女共同参画推進員の活動が主体的に進められるよう、具体的な活動内容を提案し、支援する。
- ③ すべての中学校でデートDV防止授業が行われたが、講演会の実施など単発の実施となっている学校もあり、各教科等の学習内容に関連付けて継続的に性暴力について考える機会をもたせる必要がある。
- ④ 男女共同参画に関する講座の開催については、より多くの人が関心を持ち、参加できる工夫が必要である。

基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

女性が、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参画できる、地域づくりや職場づくりを推進します。

また、女性が出産、子育て、介護等の理由により離職することなく、ライフスタイルに応じた働き方が選択できるように、長時間労働の是正や男性中心型の労働慣行の変革など職場環境整備を促す施策に取り組むとともに、男性の家事や育児、介護等への参画を促します。さらに、多様な働き方を支える取組により、ワーク・ライフ・バランスのさらなる実現をめざします。

1. 数値目標 ※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している

設定する数値目標	R3 計画策定時	実績値	R9 目標値
		R5	
職場において男女が平等になっていると考える市民の割合	26.1%	18.5%	44.0%
ワーク・ライフ・バランスがうまく取れていると考える市民の割合	55.0%	42.2%	70.0%
審議会等における女性委員の割合	28.5%	30.9%	35.0%
女性委員を登用していない審議会等の数	15	13	0
市内小中学校の学校管理職に占める女性の割合	13.8%	22.2%	22.0% (令和7年度)
市役所職員の女性管理職の割合	12.4%	11.0%	15.0% (令和6年度)
市役所職員の女性監督職（係長級）の割合	11.6%	11.8%	15.0% (令和6年度)
男女共同参画センターが開催する女性の働き方に関する講座において意識が変わったと答えた市民の割合	—	80.7%	50.0%
自治会などの地域活動の場で男女が平等になっていると考える市民の割合	19.7%	18.0%	37.0%
固定的性別役割分担に「反対」と考える市民の割合	50.3%	69.5%	70.0%
市役所男性職員の育児休業取得率	7.8%	9.4%	20.0% (令和6年度)
市の子育て支援施策や子育て環境に満足している市民の割合	44.5%	45.2%	60.0% (令和6年度)

2. 主な取組

(1) 誰もが働きやすく働きがいのある職場づくり

- ① 入札参加資格審査における「男女共同参画」加点制度の周知により、131 件の事業所の取組があった。
- ② 女性活躍推進のための両立支援助成金は、13 事業所の制度利用があった。
また、従業員の雇用安定の支援として、雇用維持安定支援事業補助金を活用して 12 事業所が社内研修を実施した。
- ③ 柔軟な働き方や休暇取得のための奨励金制度を創設し、6 事業所からの申請があった。

(2) 女性の社会活動への参画拡大

- ① 政策や方針の決定過程の場に参画する女性委員の登用を増やすため、登用割合目標数値を 35%に掲げており、委員登用にあたっては、事前協議書の提出を求めて、職員の意識づけを行った。
- ② 幅広い意見を学校運営に取り入れるため、女性の管理職試験の受験促進に向けて、積極的な推薦依頼を行った。
- ③ 市の女性職員が、ワーク・ライフ・バランスや実務上の課題を共有し、自身が目指すリーダー像について考えるとともに、キャリアアップに向けて前向きにとらえ、リーダーとしての必要な資質やスキルの向上を図るための研修会を実施した。(受講者 22 人)
- ④ 令和 5 年 7 月からの農業委員の公募に向け、関係機関等と連携を図り、女性農業者組織に応募を働きかけた結果、女性農業委員が前回より 1 名増加した。(委員 24 名中、女性委員 2 名。任期 3 年間)

(3) 家庭・地域における男女共同参画の促進

- ① 多様な主体による市民参画を促進するため、課題解決に取り組む地域を個別に支援する「地域の未来をデザインするプロジェクト（通称:ミライン）」を実施した地域が令和 4 年度は 4 地域であったが、今年度は 2 地域増えた。
- ② 男性の家事・育児への参画を促進するため、男性を対象にした講座を 2 回開催した。
- ③ 市役所職員のワーク・ライフ・バランスの促進に向けて、水曜日のノー残業デーの推進や年次有給休暇の取得を促進するとともに、時差出勤の試行を行った。
- ④ 女性の多様な働き方を考えるため、働き方セミナーを 2 回、チャレンジ相談を 3 回実施した。
- ⑤ 仕事と子育ての両立ができる環境を整えるため、延長保育事業（10 施設）、一時預かり事業（14 施設）、病児保育【体調不良児対応型】（13 施設）に対して、補助金を支給した。また、アフタースクール事業では、開設時間を延長するなどして利用希望に応じて対応した。(登録児童数：1,146 人、延べ利用者：159,339 人)

3. 課題と今後の方向性

- ① 「ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える人」の割合は42.2%と、前年度より4.7ポイント低くなった。コロナ禍において働き方や暮らし方が大きく変わり「ワーク・ライフ・バランス」に対する意識も進んだかと思われたが、固定的な性別役割分担を前提とした長時間労働等の慣行が根強く残っていると考えられる。市民それぞれが自分自身の人生をよりよく生きるためのワーク・ライフ・バランスについて考え実践ができるよう広報・啓発を推進する必要がある。
- ② 女性の活躍推進に取り組む事業者は増加しているが、事業者間に温度差があるため、事業所訪問を通じて制度周知に努める。
- ③ あらゆる分野への参画を進めるためには、長年にわたり、人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込みを解消し、誰もが参画しやすい場づくりや仕組づくりを検討する必要がある。
- ④ 市役所職員の女性管理職の割合について、管理職の割合は減少しているが、係長級は増加している。引き続き、「組織の中でいかに活躍し、キャリアを積んでいくか」という意識改革を進めるとともに、女性が働きやすい職場環境の整備に取り組む。
- ⑤ 市役所男性職員の育児休業取得率は、昨年度より減少しているが、1人が取得する育児休業期間が長くなっている。さらに職場の理解を得られるよう啓発に取り組む。

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現

男女の身体的な違いを理解し、誰もが、元気でこころ豊かな暮らしができるよう、ライフステージに応じた身体づくりや介護予防についての正しい知識を普及します。

また、重大な人権侵害であるDVや各種ハラスメントを許さない社会意識を醸成するとともに、DV等被害者が相談しやすい体制づくりの構築や関係機関との連携強化による適切な支援など、被害者の早期発見・早期対応と自立支援をめざします。

さらに、男女共同参画の視点から、高齢者や障がい者、ひとり親家庭など生活上の困難を抱えた人が、孤立せず、安心して暮らし続けることができるような支援体制の構築をめざします。

1. 数値目標 ※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

設定する数値目標	R3 計画策定時	実績値	R9 目標値
		R5	
DVを言葉も内容も知っている市民の割合	59.0%	—	90.0%
自立していない期間（平均寿命から健康寿命を引いた年数）	1.50年（男） 3.47年（女）	—	1.00年（男） 2.84年（女）
妊娠・出産に満足している市民の割合	86.9%	86.3%	92.5% （令和6年度）
住んでいる地域は、生活課題について気軽に相談できる環境が整っていると感じている市民の割合	35.9%	32.4%	50.0% （令和6年度）
LGBT（性的マイノリティの総称の一つ）を言葉も内容も知っている市民の割合	41.6%	—	70.0%
市内全自治会における自主防災組織の組織率	81.2%	82.9%	100%

2. 主な取組

(1) あらゆる暴力の防止と根絶

- ① あらゆる暴力への対策の推進として、DV対策推進委員会を開催し、第3次丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画の進行状況の点検・評価を行った。
- ② 令和5年度からの新たな取組として、11月のパープルリボン運動にあわせて、市民を対象としたワークショップ「みんなでパープルリボンをつくろう」を商業施設催事場や市民プラザで開催し、啓発を行った。
- ③ 市内中学校で性教育の事業を実施した際に、デートDVについて具体的に考えられるようなグループワークを取り入れ、啓発を行った。

(2) 生涯にわたる健康づくり

- ① こころのケア相談を年6回開催し、25人から相談を受けた。また、電話での相談が、91件あった。
- ② 男女ともに住み慣れた地域で暮らすことをめざして、住民主体で実施されている「いきいき百歳体操」は、2,302人、195団体で実施された。
- ③ 令和5年度から産前産後サポート事業を拡大した。
また、パパママ教室は、土曜日に開催するなど男女ともに参加しやすいように配慮した。

(3) 安全安心な暮らしのための環境づくり

- ① 国際交流協会と連携し、市内に住む外国人市民のための相談会を開催した。
また、市職員の窓口での対応や情報発信のために、やさしい日本語研修会を開催した。
- ② 地域における支えあい活動や身近な生活課題について話し合う「支えあい推進会議」が、新しく5地区設置され、各地域に応じた活動が進められた。
- ③ 女性の孤立を防止するため、女性のための悩み相談を年18回開催した。
(延べ相談件数 33件)
また、女性同士がゆるやかにつながる場として「つむぎカフェ」を年7回開催した。(延べ参加者数 33人)
- ④ 性的マイノリティに関する理解の促進として、令和5年4月に「丹波市パートナーシップ宣誓制度」を導入した。また、市職員と市民を対象にした研修会を開催した。また、性的マイノリティのための電話相談を開設するとともに、リーフレットやカードを作成して周知した。
- ⑤ 避難所開設時の性暴力被害を防止するため、相談窓口などを記載したポスターを作成した。また、災害時に必要な男女共同参画の視点について、出前講座で周知した。

3. 課題と今後の方向性

- ① あらゆる暴力の防止と根絶、被害者の保護については、DV対策推進委員会の助言・指導を受け、庁内関係課の取組に反映させる。
- ② 特定健診の受診率推計値が 39.5%であるため、受診率向上をめざすため休日に検診日を設定する。
- ③ いきいき百歳体操の取組は 9 年目に入るが、参加者が減少している団体もあり、継続のための新たな支援を検討する。
- ④ 外国人市民が安心して暮らすことができるように、市役所の手続きに必要な多言語通訳のシステムを導入するとともに、多文化共生社会の実現に向けた基本方針を策定する。
- ⑤ 市内 25 地区のうち、支えあい推進会議の未設置地区が、3 地区あるため、引き続き設置に向けた取組を推進し、支えあいや見守り等の自発的な活動のある地域づくりをめざす。

Ⅲ. 事業の実施状況評価

3つの基本目標をもとに8の基本方針、19の推進項目を掲げており、52の事業を実施している。複数の課にまたがる事業があるため、延べ事業数は84となっている。

これらの事業の令和5年度の実施状況について、担当課による実施状況の自己評価と男女共同参画に対する配慮度評価を以下のとおり行った。

【自己評価基準】

- A：事業を実施し、大きな成果が得られた
- B：事業を実施し、一定の成果が得られた
- C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
- D：事業を実施しなかった

【配慮度評価基準】

- 1：固定的な性別役割分担にとらわれない事業内容になっているか
- 2：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
- 3：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
- 4：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか
- 5：計画に掲げる基本目標の実施に貢献したか

基本目標1 男女共同参画社会の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消

○実施状況自己評価（延べ事業数 13）

基準	A	B	C	D	計
事業数	4	9	0	0	13
総事業数に占める割合	30.8%	69.2%	0.0%	0.0%	100.0%

○配慮度評価

項目	1	2	3	4	5
事業数	11	10	5	9	13
総事業数に占める割合	84.6%	76.9%	38.4%	69.2%	100.0%

基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

○実施状況自己評価（延べ事業数 41）

基準	A	B	C	D	計
事業数	9	29	3	0	41
総事業数に占める割合	22.0%	70.7%	7.3%	0.0%	100.0%

○配慮度評価

項目	1	2	3	4	5
事業数	37	38	31	34	36
総事業数に占める割合	90.2%	92.6%	75.6%	82.9%	87.8%

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現

○実施状況自己評価（延べ事業数 30）

基準	A	B	C	D	計
事業数	10	20	0	0	30
総事業数に占める割合	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	100.0%

○配慮度評価

項目	1	2	3	4	5
事業数	14	13	9	13	28
総事業数に占める割合	46.6%	43.3%	30.0%	43.3%	93.3%

数値目標の実績値一覧

基本目標		No	設定する数値目標	計画策定時の値 (R3年度)	実績値	数値目標 (R9年度)	出所(担当課)	算出方法・考え方	今後の課題と方向性
					R5年度				
1	男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消	1	社会全体において男女が平等になっていると考える市民の割合	10.0%	7.4%	30.0%	丹波市男女共同参画市民意識調査(人権啓発センター)生涯学習活動に関するアンケート(人権啓発センター)	社会全体の中で、固定的な性別役割分担意識により、それぞれの個性や能力の発揮が妨げられないことが大切であるため。	固定的な性別役割分担意識を解消するためには、無意識の思い込みに気づく必要があることから、あらゆる機会や手法により継続した啓発を行う。
		2	男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合	13.0%	23.4%	30.0%	人権啓発センター調べ	市民が主体となり、啓発活動を行うことが地域住民の男女共同参画社会づくりに向けて有効であるため。	男女共同参画推進員の活動が主体的に進められるよう、具体的な活動内容を提案し、支援する。
		3	中学校で行われるデートDV防止授業を受けた生徒の割合(授業を受けた生徒数/中学3年生の生徒数)	85.0%	80.9%	100%	健康課調べ 学校教育課調べ	授業を受けた生徒が、性教育(デートDV防止)授業を正しく認識することが必要であるため。	すべての学校で授業が行われたが、講演会の実施等、単発の実施となっている学校もあり、各教科等の学習内容に関連付けて継続的に性暴力について考える機会をもたせる必要がある。
		4	男女共同参画センターが開催する講座等において理解が深まったと答えた市民の割合	78.0%	67.8%	90.0%	人権啓発センター調べ	男女共同参画に関する学びの理解が深まることが意識の改革につながるから。	男女共同参画に関する講座の開催については、より多くの人が関心を持ち、参加できる工夫が必要である。
2	あらゆる分野における参画と多様な働き方や暮らし方の推進	5	職場において男女が平等になっていると考える市民の割合	26.1%	18.5%	44.0%	人権啓発センター調べ	働く場において、固定的な性別役割分担意識により、それぞれの個性や能力の発揮が妨げられないことが大切であるため。	固定的な性別役割分担意識を解消するためには、無意識の思い込みに気づく必要があることから、あらゆる機会や手法により継続した啓発を行う。
		6	ワーク・ライフ・バランスがうまく取れていると考える市民の割合	55.0%	42.2%	70.0%	市民意識アンケート(人権啓発センター) 丹波市総合計画の目標値	ワーク・ライフ・バランスが進んでいるということは、仕事と家庭生活の調和が図れており、働きやすい職場であるため。	固定的な性別役割分担を前提とした長時間労働等の慣行が根強く残っていると考えられる。市民それぞれが自分自身の人生をよりよく生きるためのワーク・ライフ・バランスについて考え実践ができるよう広報・啓発を推進する必要がある。
		7	審議会等における女性委員の割合	28.5%	30.9%	35.0%	人権啓発センター調べ	市政における政策・方針決定過程への男女共同参画の達成状況がわかる指標となるため。	審議会等の女性委員登用は、年々増加しているが、目標値には達していない。委員選考の際には、職員が男女共同参画の視点を持てるような取組を進める。
			女性委員を登用していない審議会等の数	15	13	0			
		8	市内小中学校の学校管理職に占める女性の割合	13.8%	22.2%	22.0% (R7年度)	兵庫県教育委員会(学校教育課) 第2次男女共同参画教職員ひょうごプランの目標値	学校運営における男女共同参画の達成状況を示す指標となるため。	R5年度は、学校管理職54名中12名が女性であり、目標値を達成することができた。管理職選考試験の積極的な受験を推進する。
		9	市役所職員の女性管理職の割合	12.4%	11.0%	15.0% (R6年度)	職員課調べ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の目標値	市役所職員のうち管理職と監督職(係長級)に占める男女共同参画の達成状況を示す指標となる指標となるため。	職員の配置、経験年数や年齢構成のバランスを踏まえると、すぐに数値目標の達成は難しいが、昇任に関する不安等に寄り添った取組を続けており、段階的に登用率は上昇していくと考えている。引続き、「組織の中でいかに活躍し、キャリアを積んでいくか」へと意識変革を進めるとともに、女性が働きやすい職場環境の整備に取り組む。
			市役所職員の女性監督職(係長級)の割合	11.6%	11.8%	15.0% (R6年度)			
		10	男女共同参画センターが開催する女性の働き方に関する講座において意識が変わったと答えた市民の割合	—	80.7%	50.0%	人権啓発センター調べ	女性の能力活用に対する意識の向上が、女性の社会活動への参画拡大につながるため。	より多くの人が働き方を考え、自分の能力を生かすためには、継続した学びの機会や相談ができる機会を提供する。

基本目標		No	設定する数値目標	計画策定時の値 (R3年度)	実績値 R5年度	数値目標 (R9年度)	出所(担当課)	算出方法・考え方	今後の課題と方向性
2	あらゆる分野における参画と多様な働き方や暮らし方の推進	11	自治会などの地域活動の場で男女が平等になっていると考える市民の割合	19.7%	18.0%	37.0%	丹波市男女共同参画市民意識調査（人権啓発センター市民意識アンケート（人権啓発センター）	地域の活動の場において、固定的な性別役割分担意識により、それぞれの個性や能力の発揮が妨げられないことが大切であるため。	固定的な性別役割分担意識を解消するためには、無意識の思い込みに気づく必要があることから、あらゆる機会や手法により継続した啓発を行う。
		12	固定的性別役割分担に「反対」と考える市民の割合	50.3%	69.5%	70.0%	丹波市男女共同参画市民意識調査（人権啓発センター市民意識アンケート（人権啓発センター）	家庭や地域における男女共同参画の推進のためには「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識の解消が重要であるため。	固定的な性別役割分担意識を解消するためには、無意識の思い込みに気づく必要があることから、あらゆる機会や手法により継続した啓発を行う。
		13	市役所男性職員の育児休業取得率	7.8%	9.4%	20.0% (R6年度)	職員課調べ 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の目標値	男性の育児休業取得が進むことで男性の家事・育児への参画が進むため。	1人が取得する育児休業期間が長くなっているとともに、各家族の状況により取得しやすい制度となっている。これにより、毎年取得する職員が当然のようにある状況になってきたので、さらに職場の理解を得られるよう啓発に取り組む。
		14	市の子育て支援施策や子育て環境に満足している市民の割合	44.5%	45.2%	60.0% (R6年度)	子育て支援課調べ	仕事と子育ての両立のためには、安心して子育てができる環境の整備が欠かせないため。	子育て支援施策については、子ども・子育て支援事業計画にのっとり事業展開を行い、子ども・子育て会議において進捗管理を行っていく。特に仕事と子育ての両立支援などにも重点をおいた施策を検討し、総合的な子育て支援施策の充実を図る。また、「こどもまんなか社会」の実現や、子ども・子育て施策を総合的かつ計画的に推進するため「丹波市こども計画」の策定作業に取り組む。
3	誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現	15	DVを言葉も内容も知っている市民の割合	59.0%	—	90.0%	丹波市男女間の暴力に関する市民意識調査（社会福祉課）	DVについて認知されていることが、暴力の防止に重要であるため。	あらゆる暴力の防止と根絶、被害者の保護については、DV対策推進委員会の助言・指導を受け、庁内関係課の取組に反映させる。
		16	自立していない期間（平均寿命から健康寿命を引いた年数）	1.50年 (男) 3.47年(女)	—	1.00年(男) 2.84年(女)	健康課調べ 丹波市総合計画の目標値	自立していない期間が短いほど、生涯にわたる健康づくりがされているため。	健康たんば21に基づき、こころの健康相談や各種健康診査・保健指導を実施することにより、男女が心身ともに健康で暮らせるよう支援する。死因や介護が必要になる原因として生活習慣病は大きく関与しているため、健診受診率の向上を目指し、必要な方に保健指導を実施する。
		17	妊娠・出産に満足している市民の割合	86.9%	86.3%	92.5% (R6年度)	健康課調べ	安心して、妊娠出産できるということは、女性が自分の健康と権利を守ることができているため。	保健師・助産師による母子手帳交付から、訪問や乳幼児健診、相談事業を通し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援する。
		18	住んでいる地域は生活課題について、気軽に相談できる環境が整っていると感じている市民の割合	35.9%	32.4%	50.0% (R6年度)	市民意識アンケート（介護保険課）	誰ひとり取り残されない社会のためには、孤立せず相談できることが重要であるため。	市内25地区のうち、支えあい推進会議の未設置地区が、3地区あるため、引き続き設置に向けた取組を推進し、支えあいや見守り等の自発的な活動のある地域づくりをめざす。
		19	LGBT（性的マイノリティの総称の一つ）を言葉も内容を知っている市民の割合	41.6%	—	70.0%	人権啓発センター調べ	性的マイノリティに対する正しい理解をすることが、男女共同参画社会づくりに重要であるため。	性的マイノリティの人権に関して、正しく理解することができるよう、あらゆる機会を通じて啓発に取り組む。
		20	市内自治会における自主防災組織の組織率	81.2%	82.9%	100%	くらしの安全課調べ	自分の住む自治会において、自主防災組織があることが安全安心な暮らしにつながるため。	未組織となっている自治会も自治会として防災の取組みをされているところもあるため、実態の聞き取り等をし、活動実績から組織の有無について判断するなどの調査をする。

第2部 施策の実施状況

基本目標1 男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消

※1【実施状況評価】 A：事業を実施し、大きな成果が得られた B：事業を実施し、一定の成果が得られた C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要 D：事業を実施しなかった	※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。） 1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか 2：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか 3：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか 4：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか 5：計画に掲げる基本目標の実施に貢献したか
--	---

■基本方針（1） 男女共同参画に対する意識の定着

▲推進項目① 男女共同参画センターを中心とした広報・啓発の実施

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5 年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
1	あらゆる機会を通じた意識啓発（広報・啓発）	男女共同参画週間や人権週間などのあらゆる機会を通じ、男女共同参画に関する広報・啓発を行います。	人権啓発センター	男女共同参画センターだより（年3回）発行、市広報、FMラジオ、市内2商業施設での展示（パープルリボン、国際女性デー）を実施した。	B	○	○	○	○	○	男女共同参画に対する意識を定着させるには、時間を要するため継続した啓発を行う。
2	各種教育機関への情報提供	市内の小・中学校や高等学校、認定こども園など、生徒や子どもに関わる人たちに、男女共同参画に関する情報提供を行い、意識啓発を図ります。	人権啓発センター	市内小・中学校、高等学校、認定こども園にセンターだよりや各種講座の案内を送付した。（年3回） 小学校での出前講座（参観日）にて、無意識の思い込みについて意識啓発をした。	B	○	○	○	○	○	センターだよりの配布だけでなく、各種講座に参加してもらえるよう内容を検討し周知する。
3	男女共同参画に関する図書・資料の収集と情報提供	男女共同参画に関わる図書や資料を収集し、市民に学習情報の提供を行います。 男女共同参画週間に合わせて、男女共同参画センターや図書館内に関連図書を集めた特集コーナーを設置し、啓発を行います。	人権啓発センター	男女共同参画に関する図書をそろえ、貸し出しを行った。 センター蔵書 720冊（R6.3） 貸出人数延べ75名 市民プラザにて、年間7回の企画展示を行い、意識啓発を行った。	B	○	○	○	○	○	図書カード発行者数が115人であり、市民プラザに図書コーナーがあることをさらに周知する必要がある。
			社会教育・文化財課	男女共同参画に関わる図書や資料を収集しました。男女共同参画週間に合わせて、図書館内に関連図書を集めた特集コーナーを設置し、啓発を行った。	B				○	○	男女共同参画に関わる図書や資料を収集し、男女共同参画週間に合わせて図書館内に関連図書を集めた特集コーナーを設置し、啓発を行います。学習情報の提供に関しては手法を研究する必要があります。
4	市職員の男女共同参画に関する理解の促進	各種情報提供を行い、市職員の男女共同参画に関する理解の促進を図ります。	人権啓発センター	センターだより（年3回）を各課に配布し、職員への回覧を依頼した。講演会や研修会などの情報提供を行い参加を呼び掛けた。審議会の女性委員登用に関する事前協議について、年2回周知を行った。	B	○	○	○	○	○	職員が、男女共同参画に関する視点を持つことができるよう、センターだよりの回覧のほか、各種講座等の情報提供を行う。

▲推進項目② 市民主体の啓発活動の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
1	地域や事業所における学習の機会の提供	自治会や自治協議会、事業者が主体となつて行われる学習の機会に対して、資料の提供や講師の紹介、出前講座を実施します。	人権啓発センター	出前講座を開催した。また、自治会学習用の資料提供を行った。 自治会 5件 自治協議会 2件 地域団体 1件 小学校 1件 民生委員児童委員協議会 1件 資料提供自治会 2件	A	○	○	○	○	○	男女共同参画が難しいことと思われることが多くあるため、わかりやすく説明し学ぶことができるような出前講座を企画する。
2	自治会等における男女共同参画推進のための支援	自治会等が取り組む学習・啓発活動に対して、補助金を交付します。自治会男女共同参画推進員を支援するため、相談対応や活動事例の紹介、情報提供を行います。	人権啓発センター	男女共同参画推進員に向けた研修会を開催し、推進員の活動について具体的に説明を行った。(参加者 180人) また、男女共同参画推進事業補助金を交付し各団体の活動を支援した。 交付件数 8件(自治会4件、自治協議会2件、地域団体2件) 交付額 227,872円	A	○	○	○	○	○	男女共同参画に関する取組を行うことが困難な自治会もあるため、自治会や推進員の思いに寄り添った支援を行うとともに補助金の活用についても提案を行う。

■基本方針(2) 男女共同参画に関する教育や学習の推進

▲推進項目① 学校における男女平等教育の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
1	道徳教育、人権教育の充実	小中学校の道徳の時間に読み物教材等を活用し、お互いを認め合い、個性や能力が発揮できる生き方についての教育を推進します。	学校教育課	すべての小中学校において「特別の教科道徳」の時間に、教科書や兵庫版道徳教育副読本等を用いて「相互理解、寛容」「個性の伸長」「思いやり」「公正公平」等について取り扱い、お互いを認め合い、個性を尊重する気持ちを養う教育の推進を図った。	B	○	○			○	児童生徒に特定の価値観を押し付けるのではなく、「考え、議論する道徳」の中で主体的に自己を見つめ、自分ごととして今後の男女共同参画社会の在り方を考えられるような授業づくりを推進する。
2	自らの役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するキャリア教育の推進	「トライやる・ウィーク」、「アントレプレナーシップ教育」、「ふるさとへの誇りと愛着を育む教育に係る丹波市中高連携事業」、「進路指導」等、性別にとらわれず自らの個性と能力を発揮することを大切にするキャリア教育を推進します。	学校教育課	トライやる・ウィークは、実施期間を5日間に戻し多様な他者と協力・協働する体験をすることができた。また、アントレプレナーシップ教育を全中学校で実施し、地域の起業家から生き方を学んだ。そういった経験を活かし、進路選択にあたっては、オープンハイスクール等に参加し、生徒自身で情報を収集することで、自身の適性に応じた進路選択を行うことができた。	B	○				○	トライやる・ウィークや起業家に学ぶ機会を一過性のものにせず、事前指導・事後指導も含めてカリキュラム化し確実にキャリア発達を図るようにする。また、個性と能力を発揮できるようにするためには、各々が自らの個性と能力及びキャリア発達の過程を認識する必要があり、小中9年間をつなぐキャリアパスポートの活用を充実させる。
3	学校におけるデートDV防止授業の実施	中学生を対象にデートDVについての理解を深める授業を行います。	学校教育課	すべての中学校にデートDVについて考える授業を実施し、被害者にも加害者にもならないために何が大切か考える機会をもつことができた。R3年度～R5年度の中学3年間でデートDVの学習をすることができた。	A		○			○	文部科学省作成の生命の安全教育の教材等を用いて、デートDVをはじめとする性暴力に対する理解を深めるとともに、自他の心と体を大切にする人間関係の在り方を主体的に考えられるような教育を推進する。
4	教職員に対する研修の充実	教育活動にいかすために、人権課題をテーマにした研修会を開催し、自らの考え方や行動を振り返り、自身を見つめ直します。教職員の働き方の見直しを進める中で、男女共同参画意識の高揚に努めます。	学校教育課	同和教育実践者を講師及びグループ協議アドバイザーとした人権教育研修会を実施し、教職3年以内の若手教職員を中心に39名の参加があった。 教職員の働き方改革に伴い、男性の育児休暇取得者や子育て支援休暇取得者が増え、男女共同参画意識が高まりつつある。	B	○		○		○	学校現場に若い世代の教職員が増え、これまでの同和教育の教育実践の継承が重要となっている。引き続き研修会を開催し、同和教育及び今日的な人権課題の理解の促進を図る。 教員の働き方の見直しの中で、職場においても家庭においても男女共同参画意識の高揚に努める。

▲推進項目② 男女共同参画に関する多様な生涯学習の機会の提供

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5 年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※ 2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
1	男女共同参画センターを中心とした各種研修会や講座の開催	固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランス、女性のエンパワメントなどあらゆる視点から男女共同参画の意識を浸透させるため、研修会や講座等を開催します。	人権啓発センター	男女共同参画講演会（参加者256人） 「今できることを全力で」 履正社高等学校女子高校野球部監督 橋田恵さん 男女共同参画基礎講座 ①性暴力防止（参加者 15人） ②性別役割分担意識の解消 （参加者8人） ③女性の健康～更年期～ （参加者9人） 男性のための講座（参加者9人） 50代からのお片づけセミナー 女性のための働き方セミナー ①子育て世代の家事シェア講座 （参加者12人） ②働く女性の時間管理術【県共催事業】 （参加者6人） イクメンサポート事業【県共催事業】 パパと遊ぼう（16組 35人） 対象：未就学児とその父親 ゆるっとママカフェ（参加者9人） 男女共同参画センターの名称も機能も知っている人の割合 22.8%	A	○	○	○	○	○	男女共同参画センターだけで事業を実施するのではなく、関連する各課などと連携することで、今まで男女共同参画という言葉を知らない人にも知ってもらうことができ集客にもつながるため、関係課との連携を図り、講座等を開催する。 より多くの人に関心を持ち、参加してもらえるようにあらゆる方面からテーマを検討する。
2	家庭教育や地域の学びの場における男女共同参画学習の推進	子どもの頃からの家庭教育をはじめ、市民それぞれのライフステージに応じた地域の学びの場において男女共同参画の視点を取り入れます。	人権啓発センター 関係課	子育て学習センターとの共催による事業では、子育て世代が男女共同参画について学ぶ機会になった。また、小学校での性教育参観日においては保護者と児童を対象に出前講座を行うことができた。自治会の出前講座では、年齢層の高い人に話をする機会があった。	B	○	○	○	○	○	対象者に応じて、出前講座の内容を検討し、男女共同参画の視点を身近なものとして伝える必要がある。

基本目標2 あらゆる分野における参画と多様な働き方や暮らし方の推進

※1【実施状況評価】

A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）

1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
3：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
4：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか
5：計画に掲げる基本目標の実施に貢献したか

■基本方針（1） 誰もが働きやすく働きがいのある職場づくり

▲推進項目① 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※ 2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
1	雇用の場における男女平等の推進	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、雇用・労働に関する法制度の周知・啓発を行います。	商工振興課	商工会やハローワークと連携し、女性が働きやすい職場づくりの創出に向けて市広報やホームページなどで周知活動を行った。	B	○	○	○	○	○	啓発活動は継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。
2	入札参加資格審査における「男女共同参画」加点制度の周知徹底	兵庫県と「男女共同参画社会づくり協定」を締結している事業所に加点を行い、男女共同参画の推進を図ります。	入札検査室	丹波市建設工事入札参加資格者に係る資格格付要領において「男女共同参画社会づくり制度」の規定を設けて、一般競争（指名競争）入札等参加資格審査申請時に主観的事項の数値を格付等級に反映させている。令和5～6年度の実績として、131件の事業所の取組があった。	B	○				○	令和7～8年度一般競争（指名競争）入札等参加資格審査申請においても、引き続き制度の周知徹底を行い、男女共同参画の推進を図る。
3	女性の職業生活における活躍支援	国の両立支援の制度を活用し、働きやすい労働環境を推進するため、上乗せ補助や制度を利用する際の手続き費用を助成します。【女性活躍推進のための両立支援助成金】	商工振興課	「女性活躍推進のための両立支援助成金」の制度利用が13件あった。	B	○	○	○	○	○	女性の活躍推進に取り組む事業者は増加しているが、事業者間に温度差があるため、事業所訪問を通じて制度周知に努める。
		女性の活躍推進に取り組む市内中小企業者が、社内の制度改善業務や意識改革研修等に要する経費の一部を助成します。【女性活躍推進助成金】		女性の活躍推進に取り組む市内中小企業者の意識改革研修等に関する制度利用はなかった。	C	○	○	○	○	○	女性の活躍推進に取り組む事業者は増加しているが、事業者間に温度差があるため、事業所訪問を通じて制度周知に努める。
		女性従業員を対象とした職業訓練や技能講習のほか従業員の技術、能力の向上を図る取組にかかる経費やメンタルヘルス、モチベーション向上等の社内研修における講師招へいに要する経費を補助します。【雇用維持安定支援事業補助金】		市内事業所における従業員の雇用安定の支援のための補助金を交付した。 女性従業員対象教育訓練受講者数：102人 従業員対象教育訓練受講者数：369人 社内研修：12事業所	B	○	○	○	○	○	女性の活躍推進に取り組む事業者は増加しているが、事業者間に温度差があるため、事業所訪問を通じて制度周知に努める。
4	女性職員の職域の拡大と職場環境の整備	女性職員に多様な職務の機会を付与するとともに働きやすい職場環境を整備します。	職員課	勤務に関する調査及び異動希望調査により、安心して勤務できるよう、人事配置に関し、自らの希望等を申し述べる機会を付与し、公正かつ適材適所の人事管理を図り、職員の意欲の高揚及び能力開発を促進することができた。	B	○	○	○			引続き、丹波市職員の人事異動に関する調査実施要綱に基づき調査を実施し、人事配置に適宜反映させる。
			消防総務課	2名の女性職員が消防・救急隊員として災害現場へ出動した。 ・災害現場出動件数：529件 （内訳330件、199件）	B		○	○	○		女性消防吏員の計画的な採用と救急車を配置する出先機関に宿直勤務を行える環境を整備する。

基本目標

▲推進項目② ワーク・ライフ・バランスの推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5 年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※ 2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
1	ワーク・ライフ・バランス 推進に向けた広報・啓発	広報紙やホームページを活用し、働き方の見直しやライフスタイルの充実に向けた広報・啓発活動を行うとともに、商工会やハローワークなど関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスの重要性について周知します。	商工振興課	ワーク・ライフ・バランス推進につながる施策をまとめたチラシを作成し、市内事業者などに配布するなど周知に努めるとともに、商工会やハローワークとともに啓発活動を行った。	B	○	○	○	○	○	引き続き周知・啓発に取り組む。
			人権啓発センター	女性のための働き方セミナーにおいて、働く女性の時間管理術を学び、ワーク・ライフ・バランスについて考えた。（参加者6人）	A	○	○		○	○	女性も男性も、誰もがワーク・ライフ・バランスについて考えることができる啓発活動を行う。
2	休暇制度の取得促進	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、柔軟な働き方や休暇が取得しやすい職場環境の創出を支援します。	商工振興課	休暇取得を促進するための奨励金制度を創設した。（仕事と家庭の両立支援休暇取得奨励金活用実績：6件）	B	○	○	○	○	○	妊婦や子の看護に対する休暇だけでなく、介護や病気等の休暇等も視野に入れた施策を検討する。

■基本方針（2） 女性の社会活動への参画拡大

▲推進項目① 政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5 年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※ 2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
1	行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進	女性委員のいない審議会等を解消し、審議会等の委員への女性登用を積極的に推進します。	人権啓発センター関係課	審議会委員の新規委嘱、改選にあたり各課に事前協議書の提出を依頼し、協議を行った。女性委員のいない審議会13件	B	○	○		○	○	事前協議により、審議会の委員に女性を登用することの必要性を周知する。
		市役所職員の意識改革や能力開発を図るために、「キャリア形成研修～女性リーダーのために～」への派遣や管理職になるためのモチベーションの向上や働き続けることへの意欲を向上させるため「女性ステップアップ研修」を実施します。その他、特定事業主行動計画による取組を推進します。	職員課	女性職員が、ワークライフバランスや実務上の課題を共有し、自身が目指すリーダー像について考えるとともに、さらなるキャリアアップに向けて前向きに捉えられるよう、リーダーとして必要な資質やスキルの向上を図るための研修を実施した。（受講者22人） また、県が主催する女性のためのキャリア形成研修に1人派遣した。	B		○				職務経験や年齢をふまえ、現時点で管理・監督職を目指す職員については全て受講していただけた。今後は、入庁後間もない職員も対象とし、早い時期から、リーダーとして働くことの意識を醸成し、必要な資質やスキルを身に付けられるような取組を実施するとともに、昇任に対する不安に寄り添う体制について研究する。
		幅広い意見を学校運営に取り入れるため、女性教職員の積極的な管理職試験の受験促進に努めます。	学校教育課	女性の管理職試験の受験促進に向け、学校訪問等の機会をとらえては、積極的な推薦依頼をした。令和6年度は、校長で2名、教頭で2名の新規女性管理職の登用があった。	B	○				○	○
2	事業所における女性の参画促進	商工会やハローワークなどと連携し、事業所への情報提供や女性登用の先進事例の紹介を行います。	商工振興課	商工会を通じ、雇用維持安定支援事業に係る女性教育訓練等の情報提供や活用紹介を行った。	B	○	○	○	○	○	引き続き事業者への周知・啓発に取り組む。

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5 年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※ 2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
3	地域、防災分野等への女性の参画促進	自治会や自治協議会など地域における意思決定、方針決定を行う過程への女性の参画拡大を促します。	市民活動課	女性役員の登用実績 299自治会のうち 会長 1名、副会長 21名 ※自治協議会は地域ごとに組織体系が異なるため数値化していない。 自治会活動手引書の見直しを実施した。	B	○	○	○			自治会における女性役員の登用について昨年度より増えており、女性の参画拡大は広がっている。住民ワークショップ等を通じて、多様な主体が参画することの効果や必要性に気づいてもらう取組を引き続き行う。
			人権啓発センター	男女共同参画推進員研修、男女共同参画基礎講座、出前講座において、地域活動における女性の参画について意識啓発を図った。	B	○	○		○	○	自治会役員への登用や女性の参画について、各自治会の状況に応じた支援を行う。
		防災会議や地域組織への女性委員の登用を促進し、防災に関する施策に多様な意見が反映されるよう努めます。	くらしの安全課	防災会議の委員24名中、女性委員は2名であった。関係機関の代表者による構成のため、女性委員の積極的な登用は調整を要する。自治協議会等には防災研修を通じて、女性の役割の重要性を啓発を行った。	C	○					防災会議の女性委員の別枠での登用などについて、検討をする。

▲推進項目② 女性の能力発揮に対する支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5 年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※ 2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
1	就職を希望する女性への情報提供と就業支援	就職を希望する人への相談や情報提供、セミナー開催など、「丹（まごころ）ワークサポートたんば」が、ワンストップサービスで支援します。	商工振興課	平成30年度に兵庫労働局と締結した雇用対策協定を基に、ハローワーク職員が子育て学習センターに出向き、子育て中の女性男性を対象にした就職相談会「ハローワーキング」を30回（各地域）実施した。	B	○	○	○	○	○	子育て学習センターを使用しない市民もいるため、認定こども園でハローワーキングが開催できないか引き続き検討する。
2	継続就業を可能とする支援の充実	商工会やハローワーク等と連携し、育児・介護休業法に基づく制度の整備等について周知・啓発を行います。女性の職業生活における活躍推進のため、市内中小企業等が行う社内の制度改善業務、意識改革研修等に要する経費の一部を補助します。また、女性従業員を対象とした職業訓練や技能講習のほか従業員の技術、能力の向上を図る取組にかかる経費やメンタルヘルス、モチベーション向上等の社内研修における講師招へいに要する経費を補助します。	商工振興課	・制度をまとめたチラシを作成し、市内事業者に配布するなど周知に努めるとともに、商工会やハローワークとともに啓発活動を行った。 ・女性従業員を対象とした訓練102人、従業員を対象とした訓練369人、能力向上に係る社内研修12事業所の活用があった。 ・中小企業者の意識改革研修等に関する制度利用はなかった。	B	○	○	○	○	○	今後あらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。
3	起業希望者に対する支援の充実	起業を希望する人に、実践の場の提供、店舗の賃借料や販売促進に係る費用の一部を補助します。また、起業家支援窓口「Bizステーションたんば」において、起業等に関するセミナーの開催、専門家による相談やアドバイス、起業後のフォローアップを行います。	商工振興課	Bizステーションたんばを活用した起業家20件のうち、新規起業家支援事業を活用した起業家：6件 Bizステーションたんば相談件数（創業分）：延べ284件	B	○	○	○	○	○	引き続き市内で起業をめざす者へのフォローアップ体制の強化に取り組む。

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5 年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※ 2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
4	女性農業者等の活動支援	女性農業者組織等と連携し、農業者同士の繋がりがづくりや農業者の育成、経営への参画促進等を図り、女性の活躍を支援します。	農林振興課	女性農業者を繋ぐ組織「丹波 根っこの会」の活動を通じて、市内外の女性農業者との交流や、資質向上に取り組んだ。 【活用内容】 ・環境にやさしい農業への取組に向けた自主上映会 兵庫県的女性農業者交流会への参加 ・土づくり、土壌分析研修会の開催 ・農産加工品に係る研修視察など	A	○	○	○	○	○	農業従事者の約半数は、女性であるが、49歳以下の女性農業の割合は低い状況がある。 引き続き、女性農業者組織の活動を支援し、多様な「農」に関わる女性農業者の育成を図り、農業を次世代に繋ぐ取組を推進する。
5	スポーツ分野での活動支援	女子高校野球をはじめとする様々なスポーツ活動に対して、女性の参画を促進する取組を行います。	人権啓発センター	スポーツ分野における女性の参画を理解するため、履正社高等学校女子野球部監督の橘田恵さんを迎え、男女共同参画講演会を開催した。スポーツに関わる市民に参加を呼びかけた。（再掲：参加者256人 理解が深まった人と答えた人 130人）	B	○	○		○	○	女子高校野球を通じて、あらゆる分野への女性の参画について、広く市民に周知し理解を深める必要がある。
			文化・スポーツ課	第27回全国高等学校女子硬式野球選手権大会を主催し、丹波市全国高等学校女子硬式野球大会実行委員の市民とともに運営を行った。（R 5. 7. 22～R 5. 8. 1）	A	○	○		○	○	スポーツ分野での女性の参画について、広く市民に周知し理解を深める必要がある。
6	女性リーダーの育成とネットワークづくりの推進	女性リーダー育成のため、民間団体との連携により、セミナー等を開催します。また、様々な分野で活動する女性やグループのネットワークづくりを行います。	人権啓発センター関係課	男女共同参画の取組に関心のある自治協議会に、すでに取組を行っている団体の活動を紹介し、つながりを作ることができた。	B	○	○		○	○	女性のリーダー育成やネットワークづくりについて検討する。

■基本方針（3） 家庭・地域における男女共同参画の促進

▲推進項目① 男女が共に参画する地域づくりの支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5 年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※ 2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
1	多様な主体による市民参画促進	性別や年齢に関わらず、多様な主体が参画できる地域づくりを促進します。	市民活動課	課題解決に取り組む地域を個別に支援する地域の未来デザインプロジェクト（通称：ミライン）を継続。6地域が取り組んでいる。（前年度4地域）	B	○	○	○	○	○	これまで以上に地域住民が自分事として主体的に取り組んでいけるよう、見直しの必要性について丁寧に伝え、伴走支援していく。
2	市民活動支援センターの利用促進	生涯学習、市民活動、地域づくり活動の総合的な支援を行う市民活動支援センターを拠点として、市民の参画によるまちづくりを進めます。	市民活動課	各種相談、講座、交流会などを通じ、市民活動や市民参画に関する様々な情報発信を行った。 ・市民プラザ年間来館者数 13,915人（1日平均 45.2人） ・市民活動や地域づくりに関する相談件数 178件	A	○	○	○	○	○	来館者数は増えているものの、市民活動支援センターの役割についての周知は未だ十分とはいえない。各種相談、講座等市民活動や市民参画に関する情報発信を継続して丁寧に行っていく必要がある。

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5 年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※ 2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
3	誰もがたどる身近な活動拠点施設の整備促進	自治公民館活動や地域づくり活動の推進を図るため、活動拠点施設の整備を支援します。	市民活動課	地域の生涯学習や地域づくり活動の拠点となる自治公民館、地域づくり活動拠点施設を整備することにより、多様な主体が地域づくり活動に参画する機会を促す。 ・自治公民館等施設整備補助実績 9 件 新築 0 件 大規模改修 8 件 グラウンド 1 件 ・地域づくり活動拠点施設整備補助実績 3 件 大規模改修 3 件	B		○	○		○	子育て世代の自治会活動参画を目的とする公園遊具や備品購入に係る補助金が令和 6 年度で終了するため、子育て世代の自治会活動への参画の機会を促すための取り組みを行う必要がある。 自治協議会の拠点施設は行政財産の払い下げなど古い建物が多いが、建替え時の補助額が少ないことから、施設の長寿命化や建替え時の補助制度を見直す必要がある。
4	高齢者の自立、生きがいの推進	いきいき百歳体操サポーター活動や生活の援助を行う「くらし応援隊」など、高齢者の社会参加による生きがいの推進を推進します。	介護保険課	<いきいき百歳体操サポーター> ・令和 5 年度いき百サポーター養成講座（4 回コース）受講者 19 名。うち登録サポーターとして活動している人は 10 名。全体の登録サポーター 62 名。うちサポーターポイント制度申請者 54 名。 ・参加者による主体的な運営及び活動継続のためのサポートが主な役割。 ・いき百は 195 団体で実施（令和 5 年度未現在） <くらし応援隊> ・養成講座を 2 回開催。受講者 26 名、うち登録者 9 名。令和 6 年 3 月時点の全登録者は 49 名。依頼会員 40 人、協力会員 49 人、利用回数は 1,750 件（ともに 3 月時点）。	B	○	○	○	○	○	<いきいき百歳体操サポーター> いきいき百歳体操の取組は 9 年目に入り、既設置団体においても参加者の高齢化や新たな参加者がいないなどにより、減少しているところもあるなど、継続的な運営に向けた支援が必要となっている。 いきいき百歳体操サポーターには地域へのはたらきかけ等の支援も期待されている。 市、地域包括支援センター、地域支えあい推進員の 3 者が協力し、いきいき百歳体操事業への新たな支援策を検討し、実施していく。 <くらし応援隊> 協力会員が不足している状況が継続しており、養成講座の開催方法等の検討が必要である。

▲推進項目② 男性の家事・育児・介護への参画促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5 年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※ 2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
1	男性の家事・育児・介護への参画に向けた学習の機会と広報・啓発	あらゆる世代の男性に、家事や育児、介護への参画を促すための、学習の機会や情報提供を行います。	人権啓発センター関係課	センターだよりに、アンコンシャス・バイヤスや家事分担をテーマにした記事を掲載した。 男女共同参画基礎講座【再掲】 ②性別役割分担意識の解消（参加者 8 人） 男性のための講座（参加者 9 人）【再掲】 50 代からのお片づけセミナー イクメンサポート事業【県共催事業】【再掲】 パパと遊ぼう（16 組 35 人） 対象：未就学児とその父親	A	○	○	○	○	○	対象を「男性」と明記することで、自分ごととらえてもらいやすく参加者が増える傾向にあるため、より関心を持ってもらえるテーマや開催日時を検討して開催する。
			学校教育課	子育て支援休暇、育児休暇、介護休暇等の制度を周知し、積極的取得をすすめた。	B	○		○		○	男性の各種休暇取得者が確実に増えつつあり、取得者自身が制度利用について進めることで今後も広がりが期待できる。

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5 年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※ 2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
2	介護人材の発掘、育成支援	基本的な介護の知識や技能を学ぶ「介護入門的研修」を開催し、在宅介護に関わる人材を育成します。特に、男性に対して、介護に対する理解と支える側への参入を促します。	介護保険課	令和5年12月4日～15日にかけて全6日間で実施 定員20名に対して7名受講 内、全日程終了者5名（うち、1名男性）	B	○	○		○	○	研修日が平日の日中であり就労されている方等に対して配慮には欠けていた。今後は開催時期や日程について、休日や夜間などの開催も含め、検討を行う必要がある。
3	改正次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画による取組の推進	市役所職員の仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業等が取得しやすい職場環境づくりに努めます。また一斉定時退庁日（ノー残業デー）の徹底と管理職のマネジメント力の向上を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めます。	職員課	・PC画面ロックシステムの運用による深夜勤務の制限の実施。水曜日のノー残業デーの推進。年休・夏季休暇取得の推進。時差出勤（試行）等により、ワーク・ライフ・バランスの促進を継続的に実施した。 ・政策会議で毎月の時間外勤務状況について公表し、管理職のマネジメントによる改善を求めた。	B				○	○	・一斉定時退庁日（ノー残業デー）の徹底ができていないため、水曜日を強化曜日とし、PC画面ロック時間を繰り下げる等、さらなる働き方改革を進める。 ・時差出勤の全部署試行に取組み、柔軟な働き方を選択できるよう課題を把握する。

▲推進項目③ 多様な働き方に対する支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5 年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※ 2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
1	多様な働き方に関する情報提供と学習の機会の提供	フレックスタイム制度やテレワーク等の多様で柔軟な働き方を導入している事業所の取組紹介などの情報提供を行います。また、子育て中の女性等を対象に在宅ワークや起業等に関するセミナーを開催します。	商工振興課 人権啓発センター	・企業ガイドブックに働きやすい職場づくりに取り組んでいる事業所を掲載した。 ・ハローワークを通じて柔軟な働き方を導入している事業所の情報提供を行った。 市内NPOが開催する女性のための起業セミナーに対し、後援を行った。 女性のための働き方セミナーの開催【再掲】 ①子育て世代の家事シェア講座（参加者12人） ②働く女性の時間管理術【県共催事業】（参加者6人） 女性のためのチャレンジ相談【県共催事業】 年3回開催（参加者4人）	B A	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	引き続き働きやすい職場づくりに取り組む事業者のPRに努めるとともに、セミナー等を実施していく。 多様な働き方に対応するため、在宅ワークに関するセミナーを開催する。
2	多様な働き方を支える介護環境の整備	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域包括支援センターを中心に介護などに関する相談を受け、支援につなげます。	介護保険課	＜総合相談支援事業実施状況（相談件数）＞ 心身の状況、居宅における生活の実態その他必要な実情の把握、その他関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を下記の各包括支援センターで行った。 基幹型 81件（実件数） 西部地域 547件（延件数） 南部地域 670件（延件数） 東部地域 432件（延件数）	B	○	○	○	○	○	引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域包括支援センターを中心に相談体制を確保し、必要な方には関係機関に繋ぐよう支援していく。

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5 年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※ 2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
2	多様な働き方を支える介護 環境の整備	認知症の高齢者等を介護している家族や 介護経験のある方等を対象に、認知症介 護者のつどい「ほっと」を開催します。	介護保険課	実施12回、延べ42名の参加。現在、介護 真った中の人や介護経験者が参加されて いる。認知症当事者の介護から離れて、介 護に苦慮していることや悩みなどを打ち明 けたりできるひと時となっている。介護者 同士だからこそ分かち合える時間として心 待ちにされている。	B	○	○	○	○	○	いつも顔を合わせている介護者同士は、 近況を伝えあって再会を喜ばれている。 新しい顔ぶれの方も介護経験者等から介 護のアドバイスを受けたり互いの心境を 話し合える場所となっている。今後も市 内3箇所で開催し介護者支援を行 う。
3	多様な働き方を支える子育て 環境の整備	認定こども園等において延長保育・一時 保育・病児保育・特別支援保育などを実 施し、多様なニーズに対応した保育サー ビスの充実を図ります。	子育て支援課	仕事と子育ての両立ができる環境を整える ため、様々な保育サービスを提供するこ とができた。 ・延長保育事業補助金 10施設 17,503,000円 ・一時預かり事業補助金 14施設 52,143,000円 ・病児保育(体調不良児対応型)事業補助金 13施設 15,057,000円 ・特別支援保育補助金 13施設 95,450,000円	A	○	○	○	○	○	多様化する保育ニーズに対応するため、 国県のような補助金メニューを活用し、 働く保護者の子育て環境を整える必要が ある。一方で、保育現場は、保育教諭不 足が深刻化しており、休憩時間の確保 や、シフト編成などが困難となっている ため、潜在保育士の職場復帰や、保育士 養成校との連携による新規卒卒者の確保 等に取り組む必要がある。
		保護者の就労などにより、見守りができ ない小学生を対象に、アフタースクール 事業を実施し、児童の健全育成を図りま す。		市内21か所において平日は13時～18時、長 期休業中等は8時～18時まで開設した。 また、延長保育として最長19時まで、長期 休業中等は7時30分から8時まで、利用希 望があれば開設した。 ・登録児童数 1,146名 ・延利用者数 159,399名	A	○	○	○	○	○	保護者の多様なニーズに応えていくた め、指導員の専門的な知識の習得や人材 育成を図り、指導員の資質の向上に努め るとともに、安定的な人材確保が必要で ある。 今後は、民間委託等の推進により、民間 事業者が有する専門的かつ高度な知識や 経験等を活用し、効率的なアフタース クールの運営を実現する。
		医療的ケア児及びその家族が個々の心身 の状況に応じた適切な支援が受けられる よう、看護師配置のための人件費や安全 な受け入れ体制のための研修にかかる費 用を確保します。		市は自主的かつ主体的に医療的ケア児の家 族に対する支援に係る施策を実施する責務 を有していることから、配置看護師への人 件費等を補助した。 医療的ケア児保育支援事業補助金 4施設 6人 26,550,000円	A	○	○	○	○	○	認定こども園を運営する民間法人と連携 して、本事業の実施に伴う看護師確保に 努めているが、卒園後の小学校において も看護師が必要になることから、市とし て、医療的ケア児に対応する看護師確保 のため、一体的な仕組みづくりが、必要で ある。
		園児・児童の疾病時でも、安心して子育て ができる病後児対応型保育事業所の運 営を行います。		利用者は少なかったものの、子育て世帯の 保護者が、いざという時に預けることがで きる施設として安心感や未病の取組等を実 施し、また、病後児となった児童を、健全 な保育環境で預かることができる環境を整 えることができた。 ・病後児保育事業補助金 1施設 2人利用 4,569,000円	C	○	○	○	○	○	病後児となった児童の家庭への事業実施 の周知や、利用しやすい施設としての取 組み、未病への取組の増加など、事業 内容を見直す必要がある。
		子育てを援助してほしい人と援助したい 人が、互いに子育てを助け合うファミ リ－サポートセンター事業を実施しま す。		乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の 保護者などを会員として、児童の援助を行 いたい方と援助を受けたい方との相互援助 活動を支援し、子育てと仕事の両立を支援 した。 ・依頼会員 127名 ・協力会員 84名 ・両方会員 33名	B	○	○	○	○	○	活動の担い手となる協力会員の高齢化が 進む一方で、新たな担い手が増えないた め、会員同士のマッチングが今後難しく なる。委託先と連携や、SNSの活用 により会員数を増やす取組が必要である。

基本目標3

誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現

※1【実施状況評価】

A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）

1：固定的な性別役割分担にとらわれない事業内容になっているか
2：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
3：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
4：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか
5：計画に掲げる基本目標の実施に貢献したか

■基本方針（1） あらゆる暴力の防止と根絶

▲推進項目① あらゆる暴力への対策の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5年度	評価 ※1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
1	丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画による取組の推進	あらゆる暴力の防止と根絶、被害者の保護や自立に向けて、庁内の関係課、関係機関等と相互に連携・協力し、計画的に各種施策に取り組みます。	社会福祉課 関係課	・DV対策推進委員会を6月に開催した。 ・DV対策庁内連携会議を年2回（5、8月）開催した。 出席職員数：5月…16課（所）21人 ：8月…12課（所）23人 11月には講師を招き職員を対象にDV被害者支援に関する研修会を実施した。（出席者32人） ・庁内関係課との連携 23件 ・警察との連携 3件 ・法律事務所との連携 4件 ・他市配暴センターとの連携 2件	B	○	○	○	○	○	第3次計画を推進していくために、庁内関係課の取組状況を年1回集約し、計画の進捗状況の点検・評価を行う。 庁内関係課の計画の進捗状況の点検・評価の結果をDV対策推進委員会で報告して助言・指導を受け、庁内関係課の取組の見直しに反映させる。
2	暴力の防止に向けた意識啓発	性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等により、暴力が行われることがないよう、DVやデートDV防止に関する啓発を行います。	健康課	市内中学校5校で性教育を実施した際、デートDVについても説明、啓発した。具体的に考えられるようグループワークも取り入れている。	B	○	○	○	○	○	引続き各中学校で実施できるよう、学校へ働きかける。
			人権啓発センター	パープルリボン運動を周知するため、ワークショップを開催した。 市内商業施設2ヶ所に協力を得て、啓発のための展示を行った。 センターだよりに、パープルリボン運動とDV相談窓口を掲載した。 災害時のDVや性被害を防止するため、避難所掲示用ポスターを作成し、避難所開設時に掲示できるようにした。	B	○	○	○	○	○	一方的な啓発ではなく、市民が参画し、自分事として捉えてもらうことができるような啓発活動を行う。

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5 年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※ 2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
3	児童・高齢者・障がい者虐待等の防止対策	育児不安などの相談に対し、家庭児童相談員が、川西こども家庭センターや児童福祉関係者などと連携を図り、個々の家庭に応じた適切な援助を行い、児童虐待の防止を図ります。	社会福祉課	関係機関と連携を図り、養育不安等のある子どもや家庭を把握し、適切な援助を行った。 ・新規相談件数 92件 ・相談及び関係機関連携延件数 1,245件 また、市民へのヤングケアラー認知度向上を図るため、市内高校生によるポスターの掲示依頼を行った。	A	○	○	○	○	○	令和7年4月の「こども家庭センター」設置に向けて、更に職員の専門性の向上が必要となる。そのため、研修に積極的に参加し、専門職員の配置を継続させ、関係機関との連携と家庭等への援助強化を行う。
		要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の早期発見や適切な保護についての情報共有・連携を図ります。また、虐待の予防や早期発見・対応のため、あらゆる機会を通じた広報・啓発を行います。		8月・2月に実務者会議、随時、ケース会議等を開催し、情報共有と支援を行った。また、相談機関リーフレット500部、各児童・家庭へのミニカード8,800枚を作成し、学校・こども園等に配布した。11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進月間には、丹波警察署と合同で市内商業施設3カ所での児童虐待防止広報活動、FM805放送、市広報紙掲載、ポスター・チラシ・のぼり旗の掲示を行った。	B	○	○	○	○	○	関係機関に連携の必要性について理解を深めるための働きかけを行うとともに、あらゆる機会に広報・啓発を行う。また、効果的な啓発方法の検討を行う。
		高齢者虐待の防止や早期発見、その他権利擁護のための相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じて保護、支援を行います。	介護保険課	令和4年度は通報件数46件のうち、虐待認定したものが17件であった。令和5年度は通報件数28件のうち、虐待認定が8件であった。高齢者虐待対応研修を出来るだけ多くの介護事業所の職員に受講していただくため、研修時間帯を選ぶように動画を作成し、実施した。（60/146事業所が受講） また、令和5年度に厚生労働省から高齢者虐待に関するマニュアルの改訂が示されており、それに伴った丹波市の虐待対応マニュアルを見直し、作成した。	B	○	○	○	○	○	他機関等との連携を行い、高齢者虐待の防止や早期発見、その他権利擁護のための相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じて保護、支援を行う。
		障がい者虐待の被害者に対し、電話や面接による相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じて保護、支援を行います。	障がい福祉課	障がい者虐待の被害者に対し、面談や電話による相談業務（対応）を行い、迅速な対応に加え、適切な情報の提供や支援を行った。	B	○	○	○	○	○	虐待に対する対応の分析から、主な発生要因として、障がいのある人の意思決定についての支援や配慮が不十分であることや、施設従事者の障害特性の理解不足・支援技術力の問題、人員不足等が挙げられる。 支援者を中心に、意思決定支援の目的や方法について理解を深めるとともに、支援の知識や技術力の向上を図る必要がある。 今後も障がい者虐待対応について、速やかに事案の確認を行うとともに、以後の虐待事案に対応できる体制を確保する。

▲推進項目② ハラスメント対策の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5 年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※ 2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
1	各種ハラスメント防止に向けた意識啓発	広報紙やホームページ等を活用し、各種ハラスメントの防止に向けた広報・啓発を行います。	人権啓発センター関係課	市広報、ホームページ、F M805を活用し、ハラスメント防止に向けた啓発を行った。	B	○	○		○	○	ハラスメント防止に向けた、意識啓発は継続的に行う必要がある。わかりやすく周知啓発できるよう工夫をする。
			学校教育課	管理職研修や校長会等において、兵庫県教育委員会が作成したハラスメント防止指針に基づき、事例を示しながらハラスメントの防止及び良好な職場環境づくりについて啓発を行った。	B	○			○	○	啓発が学校の職員のみに限られており、学校を介して児童生徒や保護者、地域住民に広げていく工夫が必要である。

■基本方針（2） 生涯にわたる健康づくり

▲推進項目① 男女の心身の健康保持・増進への支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5 年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※ 2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
1	健康増進事業の実施	健康たんば21に基づき、こころの健康相談や各種健康診査・保健指導等を実施することにより、男女が心身ともに健康で暮らせるよう支援し、健康意識の向上を図ります。	健康課	こころのケア相談：精神科医による相談6回／年 実人員25人 電話相談：91件 特定健診実施率 37.2%（令和4年度） 特定保健指導実施率 57.1%（令和4年度） 特定健診実施率 39.5%（令和5年度推計値） 子宮頸がん検診受診率 17.4% （20歳～69歳/国保加入者） 乳がん検診受診率 21.9% （40歳～69歳/国保加入者）	B	○	○		○	○	こころのケア相談は2か月に1回の開催であり、相談したい時にタイムリーにできない場合もあるが、県の事業等と連携し、充実を図っていく。 健診については受診率向上を目指して、令和6年度は休日に健診日を設定し、利用状況等を把握し、今後の実施方法に反映させる。
2	一般介護予防事業の推進	男女ともに元気に住み慣れた地域で暮らすことをめざして住民主体で実施されている「いきいき百歳体操」を支援することにより、筋力の維持と高齢者の地域でのつながりや生活支援の広がりを図ります。	介護保険課	令和5年度開始団体：15団体 195団体で実施（令和5年度末現在） 参加者数2,302人（前年比240人減 令和5年12月時点） 高齢者参加者数2,244人（全高齢者に占める割合10.4%）	B	○	○	○	○	○	いきいき百歳体操の取組は9年目に入り、既設置団体においても参加者が減少している団体もあり、継続支援が必要となってきた。市、地域包括支援センター、地域支えあい推進員の3者が協力し、いきいき百歳体操事業への新たな支援を検討し、実施していく。

▲推進項目② 妊娠・出産・子育てに関する支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5 年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※ 2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
1	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援	保健師・助産師による母子手帳交付から、地区担当保健師による訪問や乳幼児健診、相談事業を通し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援します。	健康課	・妊娠届出時には、保健師又は助産師が全数面接し、妊娠期から継続した支援を行えるよう担当保健師名を記載した支援プランを手渡ししている。5年度から産前産後サポート事業を拡大した。パパママ教室は土曜日開催するなど男女ともに参加しやすいよう配慮した。 ・妊娠・出産に満足している市民の割合 R4年度 はい86.8%、いいえ3.6% R5年度 はい86.3%、いいえ1.6%	B	○	○	○	○	○	保健師・助産師による母子手帳交付から、地区担当保健師による訪問や乳幼児健診、相談事業を通し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援していく。

■基本方針（３） 安全安心な暮らしのための環境づくり

▲推進項目① 誰一人取り残さないための支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※ 2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
1	高齢者や障がい者、外国人が安心して暮らせる環境づくり	「高齢者の尊厳保持」の視点に立ち、成年後見などの権利擁護相談を実施します。認知症の高齢者等が所在不明となった場合に、「早期発見SOSシステム」により、早期発見を図ります。	介護保険課	「早期発見SOSシステム」登録者51名（令和5年度末）【令和5年度新規登録者 17名】	B	○	○	○	○	○	認知症の方が日常生活での偶発的な事故により損害賠償責任を負った場合に備え、令和6年度より「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」として、認知症であっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる制度を創設する。
		障がい者やその家族の地域における生活を支援するため、各種福祉サービスの利用相談や介護相談、情報提供などの総合的な相談窓口を開設し、問題解決のための助言、指導を行います。	障がい福祉課	障がい者やその家族から相談を受け、困りごとの解消や障害福祉サービスの利用に向けた支援など、問題解決のための助言、指導により支援を行った。 相談支援事業所を3か所（委託）設置し、相談体制の充実と専門性の向上に取り組み、一般相談を受けた。相談件数 1011件 （相談支援事業所） ①医療法人社団 清風会 ②株式会社 ネクステ ③丹波市社会福祉協議会	A	○	○	○	○	○	障がい者基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定相談支援事業所が行う基本相談の役割を明確化するなど、わかりやすい相談窓口や情報提供について、支援体制の充実を図る。
		丹波市国際交流協会と連携し、在住外国人が日常生活で抱えている課題の解決に取り組む、地域社会に参画しやすい環境づくりを進めます。	人権啓発センター	国際交流協会と連携し、外国人のための相談会を開催した。 在住外国人に対応するため、職員を対象とした「やさしい日本語講座」を開催した。	B	○	○	○	○	○	引き続き、国際交流協会との連携により、在住外国人の支援を行う。 国籍や民族などの異なる市民が文化の多様性を認め合い、地域の一員として互いを尊重し、誰もが安心して暮らすことができる多文化共生の社会を推進する。
2	ひとり親家庭の生活の安定・自立に向けた支援	母子父子自立支援員が養育費相談や就労支援、福祉資金貸付、教育等の相談支援を行います。また、養育費の取り決めの促進、継続した養育費の履行確保を図るために必要な経費の補助を行います。	社会福祉課	延べ相談回数 226件 児童扶養手当認定者へ、ひとり親施策の周知を行った。また、広報・ホームページ等でひとり親相談の周知を行った。 離婚前相談延べ件数 28件 公正証書等作成補助 5件 105,900円 養育費保証契約締結補助 0件 自立支援教育訓練給付金 1名 （介護職職員初任者研修受講料）34,560円 訓練促進給付金支給対象者 0名	A	○	○	○	○	○	今後も引き続き、母子父子自立支援員が養育費相談や就労支援、福祉資金貸付、教育等の相談支援を行う。また、養育費の取り決めの促進、継続した養育費の履行確保を図るために必要な経費の補助を行う。 また、今後2年以内に施行される「共同親権」導入、「法定養育費制度」創設に向けて、職員の専門知識の向上および施策の見直し・要綱等の改正を検討する。
		ひとり親家庭の父母等、児童を養育している人に児童扶養手当を支給することで、生活の安定と自立の促進、児童福祉の増進を図ります。		児童の父又は母、又は父母に代わってその児童を養育している方（資格要件あり） 定時払：奇数月 随時払：偶数月（転出等） 支給延人数：6,775名 支給総額：177,605千円	B	○	○	○	○	○	法定事務として制度に基づき取り組む。 ひとり親家庭の父母等、児童を養育している人に児童扶養手当を支給することで、生活の安定と自立の促進、児童福祉の増進を図る。

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5 年度	評価 ※ 1	配慮度評価 ※ 2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
2	ひとり親家庭の生活の安定・自立に向けた支援	ひとり親家庭が必要な時に安心して医療を受けられるよう、医療費給付を行います。	市民課	県と共同で経済的負担を軽減すべく、公的保険・県・市の3層構造により医療費給付を行っている。 また、令和5年7月からひとり親家庭等のこども（高校生世代）への医療費助成については、こども医療費助成制度への移行を行っている（こども医療費助成制度が拡充され、所得制限の撤廃や一部負担金の無料化が行われたため）。 ・受給者数：404名 ・診療件数：6,517件 ・医療給付費：17,910,120円 数値：R 6. 3 末（R4母子医療費振分表、人員報告より）	A	○		○		○	経済的負担を軽減し、ひとり親家庭が安心して医療を受けられるよう引き続き支援に取り組む。
3	地域の中での孤立を防ぐための支援	経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び保護者に対し、学用品購入費、修学旅行費、給食費等の援助を行います。また、経済的理由により修学困難と認められる高校生又は高等専門学生を対象に奨学金を給付します。	教育総務課	就学援助認定者（延べ人数） 計483人 小学校：準要保護 297人 要保護 4人 中学校：準要保護 182人 奨学金給付 24人	A					○	学校と連携して制度周知に努め、経済的な理由で就学が困難な家庭が安心して教育を受けられるよう引き続き支援を継続する。
		生活上の様々な課題を抱えている人に対し、寄り添った支援を行うとともに、世帯全体を対象とした包括的な支援体制を整えます。	社会福祉課	新規相談116件、継続支援1,341件（前年比217件増）、庁内外と連携を行い、継続的且つ伴走的に支援を行っている。 5月22日、丹波市福祉総合相談連携会議を、8月22日、丹波市福祉総合相談連携会議実務者会を開催した。	B	○	○	○	○	○	令和6年3月に重層的支援体制整備事業実施計画を策定した。事業実施計画に沿って世代や属性を問わない包括的な相談支援体制を構築していく必要がある。
		地域における支えあい活動や身近な生活課題について話し合う「支えあい推進会議」の設置や、地域に応じた様々な活動を地域支えあい推進員と共に進めていきます。	介護保険課	○支えあい推進会議設置数 22/25地区 令和5年度新規設置会議数5地区 ○地域支えあい活動推進モデル事業3地区参加 ①「地域生活を考える勉強会」等の地域住民向け研修会の開催【柏原地域】 ②あんしんカードによる地域見守り活動【芦田地区】 ③「きになるマップ」を作成し、地域の危険箇所の把握活動【中央地区】	B	○	○	○	○	○	「支えあい推進会議」の未設置地区（3地区/25地区）があり、引き続き全地区の設置を推進する。また、性別や年齢、認知症や障がいの有りに関わらず、多様性を認め合い誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続するために、地域内で孤立することなく、支えあいや見守り等の自発的な活動のある地域づくりをめざす。
		女性のための悩み相談やサポート事業を実施し、女性の孤立を防止します。また、男性のための悩み相談など必要に応じた専門相談窓口につなぎます。	人権啓発センター	女性のための悩み相談を実施した。 年18回（毎月1回・奇数月6回） 相談件数 33件 女性のための居場所「つむぎカフェ」年間7回（参加者 33人） 社会福祉協議会の協力を得て生理用品の配布を行った。	A		○			○	女性のための悩み相談の方法として、相談窓口まで来ることが困難な相談者に対応するためオンライン相談を周知する。また、女性のための居場所を昼間仕事をしている人が利用しやすいように夜間に開催する。

▲推進項目② 性的マイノリティに関する理解の促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5年度	評価 ※1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
1	性的マイノリティの人権について理解を深めるための学習の機会と広報・啓発	性的マイノリティの人権について理解を深めるための講演会やセミナーを開催します。広報紙やホームページ、パンフレットを活用し、多様な性について正しい理解を深めるための広報・啓発を行います。	人権啓発センター	性的マイノリティの人権についての理解を深めるため、職員研修と市民向けの講座を開催した。また、正しい理解を深めるためにリーフレットを作成し配布した。	A	○	○		○	○	性的マイノリティの人権について正しい理解を深めるため、講座を開催したり、リーフレットを幅広く配布し、啓発を行う。
		思春期保健事業を通じて、中学生を対象に性的マイノリティの人権についての理解を深める啓発を行います。	健康課	市内中学校5校で性教育を実施した際、性的マイノリティの人権についても説明、啓発した。	B	○	○	○	○	○	引続き各中学校で実施できるよう、学校へ働きかける。
2	性的マイノリティに寄り添った支援体制づくり	性的マイノリティの不安や悩みを解消するための相談支援や体制づくりを推進します。	人権啓発センター	4月から、「丹波市パートナーシップ宣誓制度」を実施した。性的マイノリティのための電話相談を開設するとともに、リーフレットやカードを作成し周知した。	B	○	○		○	○	性的マイノリティの不安や悩みを解消するために、相談窓口の広報を継続して行う。
3	学校における性的マイノリティの理解促進	児童生徒、教職員が「多様な性」に対する正しい理解を授業や研修等を通じて深め、児童生徒が安心して生活できる学校づくりを推進します。	学校教育課	すべての小中学校において、授業で多様な性について扱っており、児童生徒の理解が進んでいる。また、授業を実施するにあたり、すべての学校で教職員研修を行った。	A				○	○	多様な性について悩みや不安のある児童生徒が在籍していることを前提に、教職員研修を行う。また、研修の充実に資するよう資料の周知に努める。また、継続した授業実施により、すべての児童生徒の人権を尊重する学校づくりを推進する。

▲推進項目③ 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 5年度	評価 ※1	配慮度評価 ※2					課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		1	2	3	4	5	
1	地域防災活動における男女共同参画の推進	女性消防団員の確保に努めるとともに、女性が地域防災の担い手として参画できるよう、火災予防啓発活動や初期消火訓練を行います。	くらしの安全課	・女性消防団員は、10名在籍 ・火災予防活動として、毎月広報パトロールを実施した。 ・救急救助講習会では、消防本部職員とともに講師を務めることもあった。 ・秋、春の全国火災予防運動時には、大規模商業施設での啓発広報や水消火器を用いた初期消火の指導を行った。 ・団員確保のため勧誘活動を行い、次年度には2名の新入団員を迎えることができた。	B	○			○	○	・引き続き火災予防の啓発と防火思想の普及に力を注いでいく。 ・消火器の取り扱いだけでなく、消火栓の指導等、地域住民に対する初期消火訓練も行っていく。 ・新聞掲載や広報誌等による団員募集のほか、事業所訪問、個別勧誘など継続して取り組み、新規女性団員の確保に努める。
		男性・女性それぞれの視点を活かした地域防災力の強化をめざし、ひょうご防災リーダーの育成を図ります。	くらしの安全課	令和4年度に防災リーダーになられた女性2名を含め、4名の女性防災リーダー（延べ9人）に防災訓練の指導をしていただいた。	B		○				引き続き、各リーダーが得意分野の訓練指導をできるよう訓練のコーディネートを進め、女性防災リーダーの指導力の向上を目指す。
2	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営	あらゆるニーズに配慮した避難所運営となるよう、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や啓発に取り組みます。	くらしの安全課	9月3日に兵庫県との合同防災訓練を実施。避難所開設、運営訓練では様々な配慮が必要な避難者への対応を想定した訓練を実施。（外国人住民、ペット同伴、高齢者、女性と幼児など）	A	○					引き続き、地区単位の避難所訓練を計画し、様々な配慮に対応できる避難所運営を目指す。
			人権啓発センター	防災に男女共同参画の視点を入れるための資料を作成し、出前講座においてワークショップを行った。また、自治会の学習会用に資料を配布した。 【再掲】災害時のDVや性被害を防止するため、避難所掲示用ポスターを作成し、避難所開設時に掲示できるようにした。	A	○	○	○	○	○	市民が平時から考え、行動ができるような具体的な啓発を検討する。

第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況

丹波市男女共同参画推進条例第21条第1項に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策への苦情や意見の申出があった場合は、施策の改善に反映させるなど、問題解決に向けて取り組み、その対応状況について報告するものである。

【令和5年度 対応状況】

- ・ 申出件数 0件

第4部 審議会からの意見

(※審議会開催後に掲載)



編集・発行／丹波市まちづくり部人権啓発センター
男女共同参画推進係

お問い合わせ／0795-82-8684 danjyo-center@city.tamba.lg.jp